

平成19年5月21日

金融庁総務企画局市場課
金融商品取引法令準備室 御中

「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等」に対する意見

昨年成立した金融商品取引法については、不十分な点はあるものの、投資サービスを幅広くカバーし、従来よりも一歩踏み込んだ法制であり、消費者として支持できるものと評価しています。

その中で、同法の販売・勧誘規制等の具体的内容は、その多くが政令・内閣府令に委ねられており、その検討状況については注目していたところです。

当委員会ではここ数年金融に関する調査を実施、また当協会では消費者相談を行っており、それらから得られた情報も加味して意見を述べさせていただきます。

記

1. 広告規制について

<意見> 全体として広告規制が充実してきており評価しますが、下記の点について補強をお願いしたい。

(1) リスク情報の表示方法については、文字の大きさだけでなく、消費者にわかりやすいように、リスクとリターンなどのメリットを比較できるような表示をするという点も加えるべきである。(金融商品取引業等に関する内閣府令案・第76条第2項関係、銀行法施行規則案・第14条の11の18第2項関係、保険業法施行規則案・第52条の13の16第2項関係)

(2) 特定預金の広告の記載事項の中に、解約に関する事項を加えるべきである。(銀行法施行令・第4条の5関係)

<説明> 広告規制に関連して、政令・内閣府令で定めるとされている事項については、下記の通りです。

- (a) 広告に類似するとして広告規制の対象となるもの(上記府令案第75条)
- (b) 広告に表示すべき事項(金融商品取引法施行令案第16条)
- (c) 広告における表示方法(上記府令案第76条)
- (d) 「利益の見込み」以外に誇大広告が禁止される事項(上記府令案第80条)

これらの事項に関する政令・内閣府令の原案は、従来十分でなかった広告規制を強化す

る方向性を示しており、消費者の立場から全体として賛同できます。特に、広告の表示事項が詳細に定められた点、広告の表示方法の中でリスク情報が最大の文字と「著しく異なる」大きさを表示するよう義務付けられた点については、リスク情報を細かい文字で目立たないように表示する広告が横行している中で非常に重要です。

原案をさらに補強する意味から、以下の2点について追加を求めます。

(1) (c) に関連して、新聞の全面広告やパンフレットなどにおいては、多くの部分がリターンなど消費者にとってのメリットに関する情報で占められ、離れた場所にリスク情報が記載されるケースも見受けられます。文字の大きさと併せて、リスク情報をメリット情報の近くに表示するなど、双方を消費者にとって比較しやすい形で表示されることが必要です。

さらに言えば、広告の地色に対してはつきり読めるような文字色にするなど消費者によりわかりやすい広告にすることが求められます。

(2) (b) に関連して、広告に表示すべき事項が法令に明記されたことは重要ですが、特定預金のうち特に仕組み預金については解約ができなかったり、解約により元本欠損が生ずるものがほとんどです。広告の中でもそうした問題についての注意喚起が必要であり、「当行の判断による満期変更」など漠然とした表現ではなく具体例をあげてきちんとした判断基準を広告に表示すべき事項に加えておくことが必要です。

2. 不招請勧誘禁止・勧誘確認義務・再勧誘禁止について

<意見>

不招請勧誘禁止・勧誘確認義務・再勧誘禁止の対象となる金融商品取引契約については、市場リスクのある金融商品全般を指定すべきである。少なくとも、現在禁止されている取引所金融先物取引の不招請勧誘が解禁されるのは不当である。(金融商品取引法施行令案・第16条の4関係、銀行法施行令案関係、保険業法施行令案関係)

<説明>

法第38条第1項で掲げている禁止行為のうち、不招請勧誘禁止(第1号)・勧誘確認義務(第2号)・再勧誘禁止(第3号)の対象となる金融商品取引契約については、政令により指定することになっていますが、今回公表された政令案では、不招請勧誘禁止が店頭金融先物取引のみ、勧誘確認義務、再勧誘の禁止については金融先物取引のみとなっています。

不招請勧誘は消費者トラブルの温床になっています。金融商品取引法が投資性のある金融商品だけを対象にしている以上、損失を被るリスクを自覚した上で自らの意思で勧誘を受けるべきであり、不招請勧誘は原則として禁止すべきです。少なくとも、現行金融先物取引法で不招請勧誘が禁止されている取引所金融先物取引が含まれていないのは不当と言わざるを得ません。

勧誘確認義務は勧誘に先立って意思確認を求めるもの、再勧誘禁止は勧誘を断わっている場合の再勧誘禁止を求めるもので、当然の内容です。その対象が金融先物取引に限られるのは狭すぎ不当です。

3. その他の禁止行為について

<意見>

(1) 禁止行為の中で説明義務を事実上位置付けたことについては、賛同する。(金融商品取引業等に関する内閣府令案・第124条第1項第1号関係、銀行法施行規則案・第14条の11の29第2号関係、保険業法施行規則案・第52条の13の23第2号関係)

(2) 勧誘に際して、広告規制(法第37条)に違反する資料を用いることを禁止すべきである。(金融商品取引業等に関する内閣府令案・第124条第1項関係、銀行法施行規則案・第14条の11の29関係、保険業法施行規則案・第52条の13の23関係)

<説明>

(1) 禁止行為については、法第38条第1項第6号に基づき、上記府令第124条第1項ですが、第1号から第28号まで多くの不適正な勧誘行為が禁止されています。特に、第1号は法律上必ずしも明確でなかった説明義務について、説明しないことを禁止行為にするという形で取り込んだものであり、賛同できます。

(2) 今回、広告規制の中で誇大広告の禁止、記載事項・記載方法に関するルールが明確化されたこととの関係では、個別に勧誘する際に交付する資料についても同じルールを適用すべきと考えます。個別に勧誘する際には、誰に対しても使う資料だけでなく、その顧客向けに編集した資料を使用するケースもあります。そうしたケースが広告規制の対象に含まれないことは、上記府令第75条において「多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供」が広告類似行為とされていることから、明らかです。規定の仕方は問いませんが、勧誘に際して、広告規制に違反する資料が使われないよう、ルールとして明記すべきです。

4. クーリング・オフについて

<意見>

訪問販売や電話勧誘販売により締結された金融商品取引契約については、広くクーリング・オフの対象とすべきである。(金融商品取引法施行令案・第16条の3関係、銀行法施行令案関係)

<説明>

クーリング・オフについては法第37条の6第1項で対象となる取引と期間を政令で定めることになっていますが、上記の政令では投資顧問契約(10日間)だけが規定されてい

ます。金融商品の取引契約は資産に重大な影響を与えるおそれがある場合も多く、投資顧問契約だけでは狭すぎます。

金融商品の取引については、訪問や電話での勧誘が不意打ち的に行われたり、執拗に行われるケースも広く見られ、被害につながっている実態があります。そうした実態から、本意見書では2において不招請勧誘禁止・勧誘確認義務・再勧誘禁止の対象を広く規定すべきと述べているところですが、仮にこの意見が容れられなかった場合の不意打ち的な勧誘で契約締結の意思が十分固まっていないうちに契約してしまったようなケースの救済手段としてばかりでなく執拗に勧誘された場合の冷静に考える期間としての、クーリング・オフを活用することが適切と考えます。

5. 契約締結前の書面交付義務について

<意見>

(1) 記載方法に関する原案の規定は良く考えられており、賛同する。(金融商品取引業等に関する内閣府令案・第81条関係、銀行法施行規則案・第14条の11の22関係、保険業法施行規則・第234条の20関係)

(2) 少なくとも法第2条第2項各号により有価証券とみなされる権利に関しては、契約締結前書面の記載事項を目論見書と同程度にすべきである。(金融商品取引業等に関する内閣府令案関係)

<説明>

(1) 契約締結前書面の記載方法については、(a)最初に重要事項を平易に記載、(b)次にリスク・手数料情報等を12ポイント以上の文字で明瞭・正確に記載して枠で囲み、(c)全体に8ポイント以上の文字で明瞭・正確に記載、と定められています。全体として良く考えられた規定であり、注意喚起の効果も高いと思われることから、賛成します。

(2) 法第2条第2項各号により有価証券とみなされる権利については、「募集」「売出し」の要件が500人以上の所有となっています。この要件では、実情から見て多くのファンドの勧誘が「募集」「売出し」に該当せず、目論見書の交付義務がないこととなります。こうした問題については、そもそも「募集」「売出し」の要件を法第2条第1項に定める本来の有価証券と同様(50人以上を相手方として勧誘)にすることにより、解決すべきです。しかし、それが難しい場合には、契約締結前書面の記載事項を充実することにより、目論見書の交付義務が課されないことのマイナス面をカバーすべきと考えます。

6. 契約締結時の書面交付義務について

<意見>

全ての金融商品取引契約について、「苦情の解決のための体制(苦情相談窓口を含む)」契約締結時の交付書面の記載事項に加えるべきである。(金融商品取引業等に関する内閣府令

案・第 101 条第 1 項関係)

<説明>

契約締結時に交付すべき書面の記載事項については、法第 37 条の 4 第 1 項により内閣府令で定めることになっています。上記府令案では全ての金融商品取引契約における記載事項を第 101 条第 1 項で規定し、第 102 条から第 114 条までで契約ごとに特則を規定していますが、「苦情の解決のための体制」については記載事項に含まれていません。

「苦情の解決のための体制」は、法第 29 条の 2 による金融商品取引業の登録申請にあたって、添付資料に記載すべき事項とされていますが（同条第 2 項第 2 号、上記府令案第 8 条第 5 号）、トラブルを生じた場合の受け付け窓口や受け付けた苦情等の解決のための体制については、契約を結んだ消費者にとっても重要な情報です。契約締結時の交付書面には、取引に関する重要事項が網羅されていることが必要であり、全ての金融商品取引契約について「苦情の解決のための体制」を必須の記載事項とすることが適切と考えます。

以 上

問い合わせ先

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

消費者提言特別委員会

世話人 花井・小林

1 5 2 - 0 0 3 1 東京都目黒区中根 2 - 1 3 - 1 8 第百生命都立大学駅前ビル

電話 0 3 - 3 7 1 8 - 4 6 7 8 FAX 0 3 - 3 7 1 8 - 4 0 1 5

E mail nacs-muse@y3.dion.ne.jp